

# 入札説明書

この入札説明書は、令和8年3月9日付け北海道公立大学法人札幌医科大学公告第60号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

## 1 契約担当者等

北海道公立大学法人 札幌医科大学理事長 山下 敏彦

## 2 入札に付する事項

### (1) 契約の目的の名称

札幌医科大学附属病院洗浄・滅菌業務委託契約

### (2) 業務内容 委託業務仕様書による。

### (3) 委託期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

### (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院

## 3 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道公立大学法人札幌医科大学公告第59号に規定する札幌医科大学附属病院洗浄・滅菌業務委託契約の資格を有すること。

## 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

### (1) この入札は、制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、制限付一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月9日(月) から 令和8年3月19日(木) まで  
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目  
札幌医科大学附属病院 医事課業務係

### (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院 医事課業務係

## 6 入札執行の場所及び日時

### (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学臨床教育研究棟地下1階 札幌医科大学労働組合会議室

### (2) 入札日時 令和8年3月24日(火) 14時10分

### (3) 開札場所 (1)に同じ。

### (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 9 送付による入札の可否

不可

## 10 契約書の作成の要否

要

## 11 その他

### (1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成19年4月1日規程第46号。以下「契約事務取扱規則」という。）第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (2) 落札者の決定方法

契約事務取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

### (3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は札幌医科大学が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

### (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院 医事課業務係

イ 所在地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目

ウ 電話番号 011-611-2111 内線31170

### (6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

### (7) この入札は取りやめること又は延期することがある。

### (8) この入札の執行は、公開する。

### (9) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る金額が確定した支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を札幌医科大学に提出し、札幌医科大学が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、札幌医科大学が指定する様式により依頼すること。

### (10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。